



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

平成 23 年 12 月 10 日に、平成 24 年度の税制改正大綱が閣議決定されました。今回は、この税制大綱のうち給与所得控除の見直しと退職所得課税の見直しについてご紹介します。

給与所得控除の見直し

① 給与所得控除の上限見直し

給与所得とは給料・賞与等に係る所得のことをいい、「給与等の収入金額－給与所得控除額＝給与所得」のように計算されます。ここで、ポイントとなるのが給与所得控除です。給与所得控除制度とは、職務遂行上必要な経費を給与収入から控除する(最低 65 万円)ことを認めた制度です。この制度ができた理由は、給与所得に対する必要経費の個別的認定が困難である等のためです。給与収入に応じて控除額が増加していく仕組みとなっていたことから改正前は給与所得控除の上限がありませんでした。しかし、今回の改正では、給与収入が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については 245 万円の上限を設け

ることになります。今回の改正の背景には **i 給与所得の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、ii 主要国においても定額または上限があること**等が挙げられます。この改正によって年収が高い人ほど増税になってしまう影響が考えられます。

② 特定支出控除の見直し

今回の改正では、給与所得控除の上限設定だけでなく特定支出控除の範囲が拡大され、適用判定の基準の見直しも行われる予定です。給与所得者については、給与所得控除とは別に特定支出控除が認められています。これは、給与所得者のその年の特定支出額の合計額が給与所得控除額を超える場合に、確定申告によりその超える部分の金額を更に差し引くことができる特例とされています。今回、就労の多様化が背景に従来除外されていた弁護士・公認会計士等の資格の取得費が特定支出控除の範囲に含まれ、また、図書費、衣服費及び交際費についてもその範囲に含まれることになりました。適用判定の基準につきま

しては、改正前では給与所得控除額の総額以上とされていましたが、今回の改正では給与所得控除額の 2 分の 1 とされました。これにより、給与所得者の実額控除の機会が拡大することになります。

退職所得課税の見直し

今回の改正では、勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職金については 2 分の 1 課税が廃止される予定です。退職所得の金額は「(収入金額(源泉徴収される前の金額)－退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額」のように計算される、いわゆる 2 分の 1 課税がなされています。退職所得は、退職後の生活保障の所得である点から 2 分の 1 だけ課税がなされ、所得税の計算上、税額が低くなるように優遇措置が講じられています。そのため、勤続年数 5 年以下の法人役員等が、給与の受け取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることでより税負担を回避するといった問題等を解決するために今回の改正が行われることとなっております。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

最近の労働関係の裁判例から

「期間満了を理由とする雇止め」をめぐる裁判例

京都市にある大学が、期間満了を理由として雇用契約を更新しなかったのは不当であるとして、元助手の女性が雇用の継続などを求めている訴訟は、大学がこの女性を今年 4 月から新たに 1 年間雇用する(契約更新なし)との内容で、京都地裁で和解が行われました。(2011 年 12 月 22 日)

この女性は、2007 年 4 月から「契約期間 3 年」で勤務していましたが、2010 年 3 月末に雇止めされました。採用時に「よほどの不祥事がなければ 1 回は契約更新される」との説明を受けていたことから、提訴していたものです。

女性は「教員の使い捨てに異議を申し立てたかった。非正規教員の問題は全国で広がっているが多くの教員は泣き寝入りしている」と話しており、大学側は「裁判の長期化は望ましくないと判断した」と話しているそうです。

「過労死」をめぐる裁判例

新聞社の記者だった男性が糖尿病の悪化により死亡したのは過労が原因だったとして、この男性の父親が労災と認定しなかった国の処分の取消しを求めている訴訟(控訴審)で、東京高裁は、一審の東京地裁判決(請求棄却)を支持し、控訴を棄却しました。(2012 年 1 月 25 日)

裁判長は、業務内容を「精神的・身体的に著しく負担が大きかった」と認定しましたが、ストレスと糖尿病悪化の関係は「医学的知見が定まっていない」とし、業務と死亡との因果関係を否定しました。

この男性は 1984 年に入社し、1997 年 6 月に糖尿病の合併症が原因で死亡しました。直前の同年 5 月までの半年間の時間外労働は、月平均約 134 時間だったそうです。

「育休に伴う解雇」をめぐる裁判例

育児休業の取得を理由に解雇されたのは違法であるとして、埼玉土地家屋調査士会の元社員の女性が解雇無効の確認などを求めている

訴訟で、さいたま地裁は、同会が請求を認める「認諾」を表明して審理が終了しました。職場復帰と同会および同会会長が感謝料 165 万円を女性に支払うことが決まったそうです。(2012 年 2 月 2 日)

原告側の代理人弁護士は「泣き寝入りせず闘った結果。より働きやすい職場になってもらいたい」と話しているそうです。

この女性は 2005 年 8 月に事務職として入社し、2009 年 9 月に妊娠後、切迫流産の危険があったため数日間休みましたが、同年 11 月以降、同会役員らに退職を勧められました。2010 年 4 月から産休と育休を取得し、2011 年 5 月 18 日に復帰すると、そのまま解雇されていました。

今後の対応

皆様の会社内で考えられる労務リスクを洗い出し、その対応を進めてみてはどうでしょうか? もし、対応方法がご不明の方はご相談にのりますので、弊グループにご連絡を下さいませ。



会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします

Q 倉庫業者の失火により預けていた製品が焼失してしまったら？

当社は提携先の倉庫業者に当社製品の保管をお願いしていたのですが、倉庫業者の失火によって倉庫の全部が焼失し、当社製品も焼失してしまいました。これが原因で、当社の取引先に当社製品を納入することができなくなってしまいました。そこで、倉庫業者に対して何らかの請求をしたいのですが、可能でしょうか。

A 失火をした倉庫業者への責任追及

まず、倉庫業は商行為に該当します（商法502条10号）ので、商法の適用があります。そして、倉庫業者は、自己またはその使用人が寄託物の保管に関して注意を怠らなかったことを証明できなければ、損害賠償責任を負うこととなります（商法617条）。

今回の事案では、倉庫業者の失火が原因で貴社の製品が焼失してしまったので、倉庫業者は、自らが注意を怠らなかったことを証明することが困難となります。したがって、貴社は倉庫業者に対して損害賠償を請求することができるでしょう。

そこで、まずは倉庫業者に対して損害賠償請求の通知を出すことになります。この場合、損害の額や期限などの支払方法を明示して、交渉を早く進行させるように努力しましょう。

倉庫業者に対する損害賠償額

倉庫業者が寄託物を焼失してしまった場合、寄託物はもうありませんので、残された方法は金銭による解決のみとなります。損害の額は原則として寄託物の価格となるでしょう。

寄託中の焼失事故の示談書

倉庫業者との間で、焼失した寄託物について、損害賠償の金額、支払方法等につい

て合意が成立した場合は、後日の紛争を回避するため、必ずその内容を書面にしましょう。場合によっては合意内容について執行認諾文言付の公正証書を作成し、債務名義を取得しておくことによって債権の保全を図りましょう。

合意が成立しない場合

倉庫業者と合意が成立しない場合は、訴訟により解決する他ありませんが、今回の場合は倉庫そのものが焼失してしまっており、貴社以外にも損害賠償を請求できる債権者が存在すると思われます。また、倉庫業者は火災保険に加入しているケースがほとんどですが、それでも不足するおそれもあります。そこで、倉庫業者の財産の仮差押えをするなど、債権の保全を図りましょう。



i お知らせ

新メンバー加入

本年1、2月に正社員として加入したメンバーをご紹介します。この場をお借りして加入のご挨拶と自己紹介をさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

会計グループ / 北島 俊介 きたばたけ しゅんすけ

2011年公認会計士試験合格

はじめまして。2月より汐留パートナーズ会計事務所に入所致しました北島俊介と申します。汐留パートナーズグループは若い方が多く、とてもやる気に満ち溢れています。私も早く仕事を覚え、汐留パートナーズグループの一員として役に立てよう頑張っております。どうぞよろしくお願いいたします。

法務グループ / 古山 晴久 ふるやま はるひさ

2010年新司法試験合格・2011年司法修習修了

はじめまして。1月より汐留パートナーズ法律事務所に入所致しました古山晴久と申します。皆様が抱えていらっしゃる問題の解決にお役に立てるよう日々研鑽を積んで参る所存であります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

労務グループ / 武岡 宏美 たけおか ひろみ

このたび1月より汐留社会保険労務士事務所に入所致しました武岡宏美と申します。前職では、コールセンター運営会社の経営企画室で人事・労務、コールセンター運営管理、営業など様々な業務を経験致しました。これまでの経験を活かし、皆様が幸せになれるような仕事ができるよう精一杯努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

3月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告の承認申請書の提出 <新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 贈与税の申告期限 <昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告書の提出 [税務署]
- 確定申告税額の延期の届出書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 永喜 なおこ

URL: <http://www.nagakinaoko.com>

汐留パートナーズ株式会社・会計事務所・法律事務所・社会保険労務士事務所・海事法務事務所・行政書士事務所